

「現場ニーズに対応する新たな技術(シーズ)」に関する公募要領

1. 公募の目的

本公募は、「i-Construction 推進コンソーシアム」(以下「コンソーシアム」という。)の規約等に基づき、現場において解決したい課題(以下「ニーズ」という。)に対して、その課題を解決できる新たな技術(以下「シーズ」という。)を募集するものです。

2. 公募技術

(1) 対象技術

国土交通省九州地方整備局管内の事務(管理)所(以下「ニーズ提案者」という。)より収集されたニーズ(別紙-1)に対して、マッチングできるシーズに成り得る可能性のある技術とします。

(2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとします。

- 1) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者(事務局等)に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないものとします。
- 2) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していることとします。
- 3) 選定された応募技術について、技術名称や技術内容等を公表することもあるので、これに対して問題がないものとします。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題がないものとします。
- 5) 「3. 応募資格等」を満足することとします。

3. 応募資格等

(1) 応募者

・ 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」又は「民間企業」であること。

- 1) 応募技術を基にした業務を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」又は「民間企業」であること。なお、行政機関(*1)、特殊法人(株式会社を除く)、公益法人及び大学法人等(以下「行政機関等」という)については、新技術を率先して開発、活用または普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務で活用を図る場合の実施者(受注者)になり難いことから、自ら応募者とはなれませんが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとします。

(*1):「行政機関」とは、国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等の全ての機関を指します。

- 2) 予算決算及び会計令第70条(一般競争に参加させることができない者)、第71条(一般競争に参加させないことができる者)の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

- 1) 申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」や「民間企業」、「行政機関等」とします。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添公募資料作成要領に基づき作成し、提出方法はE-mail とし5MBを超え

る場合はファイルを分割し送付してください。E-mail によらない場合は、電子媒体(CD-R またはDVD-R)での提出も可とし、郵送により事務局に提出するものとします。

(2) 提出先

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局港湾空港部 港湾事業企画課 内山・原口 宛

TEL: 092-418-3360 FAX: 092-418-3050

E-mail: seedsneeds-k8901@mlit.go.jp

(3) 応募期間

令和5年11月30日(木)～令和6年1月19日(金)

(E-mailによる提出の場合、締切日当日は、17:00まで受付を行います。郵送により提出の場合は、当日消印有効とします。)

(4) 質問の受付

この応募に対する質問がある場合においては、9.その他(5)のとおりとします。

(5) 応募書類に不備があった場合の取扱い

提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

応募書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また応募書類の記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

(6) 秘密の保持

応募書類は、応募者等の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

また、応募書類はマッチングの検討のためにのみ利用し公表しません。それ以外の応募書類については、事務局で責任を持って保管するものとし、結果通知後に廃棄するものとします。

(7) その他

1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

2) 提出された申請書及び資料は、返却しません。

5. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していることとします。

2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備がないこととします。

(2) 審査方法について

(3)に示す審査の観点に基づき書類審査及び必要に応じて行う応募者へのヒアリング(電話・WEB等)をもとに提案技術の採否を審査します。なお、書類審査のみで不採択とする場合があります。内容が重複・類似する応募があった場合は、そのうち最も評価が高いもののみを選定する場合があります。また、審査の過程において、選定される提案内容の一部見直しを願います。審査は非公開で行います。

(3) 審査の観点

審査については、以下の観点から総合的に行います。

① 適用性(現場ニーズ、現場条件との適合、技術の信頼性、供給体制等)

② 施工性(現場作業工程の短縮化、施工上の課題・制約の有無、省人化・省力化等)

③ 経済性(コスト削減効果、波及効果等)

④ 維持管理性(耐久性、維持管理労力等)

⑤ 働き方改革(安全性の向上・専門作業の簡略化等)

ニーズによって該当しない項目は除外して審査します。

6. 個別調整

提案されたシーズについて、ニーズ提案者及び事務局と協議の上、マッチングすると判断された場合は、ニーズ提案者、シーズ応募者及び事務局による個別調整により、最終的なマッチングの可否について確認を行う場合があります。

7. 応募結果の通知・公表について

シーズとして選定した技術については、下記のとおり選定結果等を通知します。

(1) 選定結果

シーズ応募者に対して選定されたか否かについて文書で通知します。
申請する共同開発者には選定結果の通知は行いません。

(2) 選定結果の公表

選定された技術はホームページで公表します。
公表時期は令和6年3月を予定します。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部または一部を取り消すことがあります。

- ・ 選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ・ 選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ・ その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

(4) 選定された技術について

選定された技術は、ニーズ提案者の現場において今後の事業の設計や施工方法等の検討時に考慮されます。

また、選定された技術において現地試験の確認が必要とされた場合は、試験施工をお願いする場合があります。その際は、別途通知します。

8. 費用負担

(1) 応募資料の作成及び提出に要する費用及び現地試験を実施する費用は、応募者の負担とします。

(2) ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、応募者の負担とします。

(3) 整備局等関係者が立会確認を行う場合、立会者に要する費用は整備局等で負担します。

9. その他

(1) 応募された資料は、技術選定以外に無断で使用することはありません。

(2) 応募された資料は返却しません。

(3) 選定の過程において、シーズ応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合があります。

(4) 試験施工の結果、得られた成果については、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めて頂きます。また、本制度による当該技術研究開発の成果である特許権等について専用実施権及び独占な通常実施権を設定しないこととします。

(5) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下の通りとします。

1) 問い合わせ先

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号
国土交通省 九州地方整備局港湾空港部 港湾事業企画課 内山・原口 宛
TEL：092-418-3360 FAX：092-418-3050
E-mail：seedsneeds-k8901@mlit.go.jp

- 2) 期間：令和6年1月12日(金)
(土・日・休日を除く平日9:00~17:00までとします。)
- 3) 受付方法：E-mail(様式自由)にて受付します。

以上